

平成27年6月23日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 関矢孝夫

### 福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 6月23日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。  
所管事務調査については、障害者施設の現状について執行部から説明を受け、質疑を行った。議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについては、所管事項については、引き続き慎重に調査することとし新たな委員会へ申し送りすることとした。環境課に関する事項については、総務委員会へ申し送りすることとした。  
その他で、新斎場について、食でつながる元気なまちづくり推進計画（仮称）の策定について及び井口小学校の校名について執行部から説明を受け、質疑を行った。また、障害者施設の整備について、質疑を行った。

## 福祉文教委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第57号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市子育て支援センター条例の一部改正について
- (3) 議案第58号 魚沼市斎場条例の一部改正について
- (4) 議案第59号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
  - ・ 障害者施設の現状について
  - ・ 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて
- (6) その他
  - ・ 新斎場について
  - ・ 食でつながる元気なまちづくり推進計画（仮称）の策定について

3 日 時 平成27年6月23日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、  
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 大平市長、星教育長、青木福祉課長、金澤健康課長、羽鳥環境課長、  
森山教育次長、中村厚生室長、大塚環境対策室長

9 書 記 小幡議会事務局長、関主任

10 経 過

開 会 (9:56)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。こ

れから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

**(1) 請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書**

関矢委員長 日程第1、請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 紹介議員の高野甲子雄です。請願第5号について説明をさせていただきます。請願代表者は、新潟県教職員組合小千谷北魚沼支部執行委員長、江田浩氏ほか1名であります。この請願については、昨年もお願ひし、賛同を得て意見書の提出をいただいたところであります。おかげさまで新潟県では2001年度から小学校1年生は32人以下学級が、小学校3年生においては35人以下学級が県独自で導入されたところあります。新潟県では35人以下学級導入が年々拡大され、本年度は小学校3年生から中学校3年生まで拡大され、小中全学年で35人以下学級が実現したところでございます。一方、国の段階では、2011年から続いた少人数学級拡大の流れが止まっています。文部科学省の概算要求では、2004年度から2020年度までの7年間で小中学校全学年35人以下学級を実現する計画を示していたものの、財務省の反対等により2014年度の予算には盛り込まれず、逆に教職員定数が純減員となる予算となりました。三位一体改革によって義務教育費国庫負担の割合が2分の1から3分の1になりました。その分、自治体の負担割合が増えております。義務教育の無償は憲法上の規定でありますので、本来は国の予算措置が大前提でなければならないと考えます。そういうことで、この請願のとおり1学級を30人以下とすること、現在3分の1とされた国庫負担を2分の1に戻していただきたい、この2点でございますので、委員各位のご理解をお願ひし、採択の運びとなるようお願いして趣旨説明といたします。

関矢委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。

渡辺委員 毎年このように30人以下学級の意見書を出しているんですけども、なかなか国の進展がない。そして、紹介議員が言いましたように、国は35人以下学級に向けて取り組むはずであったのが今止まっているということですし、そういうことを考えたときには30人以下学級の請願ではなく35人以下学級の請願とするという方向性もあるかと思うんですけども、必ず30人以下学級としているところは、どのような趣旨があるんでしょうか。

高野議員 請願の趣旨にも書いてありますように、保護者のアンケート調査によりますと25人から30人規模のクラスが望ましいという結果が出ております。そういうことから30人以下学級としています。ちなみに国のほうでは下限が25人ということで定められていると聞いております。

遠藤委員 30人以下学級の実現がなかなか難しいということで毎年この請願が上がっております。先般、この委員会において学校視察をした際には、なかなか目の行き届かないところは教職員が教育委員会と相談しながら人員を配備し、負担を減らしながら子どもの教育にあたっているという現状を聞かせていただき、先生方といたしますと教育委員会の対応に大変感謝しているというような意見をいただきました。ほかの自治体では30人以下学級が実現しないために弊害があって、どのような措置をしているか、例がありますか。

高野議員 申し訳ありませんがほかの自治体については具体的に聞いておりませんが、魚沼市でもされております加配というような形で措置がされているのではないかと思います。

遠藤委員 そういったことであれば、何らかの形で各自治体においても工夫され、加配等もしながら対応を取っているということでは、やはり実現しないものといっちは変なんですけれども、これを出し続ける意味合いというのはどこにあるわけでしょうか。

高野議員 私の考えでは、1学級規模の30人以下ということについては、先ほども申しましたように保護者から26人から30人以下が望ましいというのが一番多いということ。それから、国の負担割合が3分の1になったという中で、自治体としてはそれぞれ少人数学級に向けて財政的な措置も含めてされておるということですので、子どもに対する措置はされていますが、その財政を国のほうからしっかり出していきたいということで請願が出されていると思います。

遠藤委員 いつもそう思うんですけれども、この30人以下学級と国庫負担がいつも同じテーブルで出されますが、これは意味があるのでしょうか。私は、別に出したほうが通りがいいのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

高野議員 その辺については、意見として承って請願者に伝えたいと思います。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

森島委員 教育長にお伺いしますけれども、教育現場あるいは教育長会議や担当者会議で、全県でこういうお話というのは結構出ていることなんでしょうか。

星教育長 教育長関係の会議では、話題になることはあまりありません。保護者のアンケートではニーズが多いと出ているということですので、これを否定するものではありませんが、ただ、大学等の研究機関でようやく何人程度がふさわしいのかという研究が始まったばかりですので、その動向を見ながら研究していく必要があるのではないかと私は思っています。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第5号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第5号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 (意見書(案)朗読)

関矢委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

## (2) 議案第57号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市子育て支援センター条例の一部改正について

関矢委員長 日程第2、議案第57号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市子育て支援センター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 条例改正の内容については、先般説明させていただいたとおりですが、堀之内子育て支援センターの解体については、今まで今年度解体という予定でお話をさせていただきましたが、公共施設関係の全体の計画を策定した中で解体の時期をはっきりさせていくということで、28年度以降に送られたということを申し添えさせていただきます。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 今ほどの説明ですと、計画ができ上がった段階で解体時期を決定するというお話でしたけれども、解体だけではなく使っていけるものは今後は使っていく方向で行くということもあると思いますので、この子育て支援センターだけではなく改築等もしながら、長寿命化できるものについては調査をすべきではないかというふうに思っておりますけれども、そのあたりはどのように考えていますか。

森山教育次長 先般、公共施設の白書をお配りしましたけれども、そういったものを踏まえて計画を策定することになりますので、その計画に基づいて実行していくことになろうかと思えます。

渡辺委員 確認ですけれども、必ずしも解体というふうにはならない可能性もあるということでしょうか。

森山教育次長 今の施設については、解体という方向が出されて決定されております。まだ計画ができる前の段階で明言することは難しいですが、解体の方向で行く予定です。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第57号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例及び魚沼市子育て支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第58号 魚沼市斎場条例の一部改正について

関矢委員長 日程第3、議案第58号 魚沼市斎場条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

羽鳥環境課長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

遠藤委員 12月からということに施行日がなっておりますが、第2回定例会にこれを提案した、時期的には9月でもよかったかなという感じなんですけれども、その辺はなぜこの定例会だったのか、もし理由がありましたら。

羽鳥環境課長 新しい斎場も指定管理の手続が必要になります。条例と指定管理の議案を同時に出すのではなく、やはり条例が決まった後に出すべきではないかということで、今回

条例の改正を提出しました。

遠藤委員 次回の定例会には指定管理の關係の提案もオープンに向けてあるということによろしいですか。

羽鳥環境課長 その予定です。

渡辺委員 今現在の使用料をそのままスライドしてということの本会議場で答弁いただいたんですけども、ここでは50キログラム未満ということになっております。こういうことがあるかどうかわからないんですが、それ以上の動物の場合は、どのような処理を今はされていますか。

羽鳥環境課長 それ以上の小動物については、受け入れできないということになっています。

森島委員 第3条に「ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる」とありますが、必要があると認める場合とは、どのようなことでしょうか。炉が壊れたとかも含めているということで解釈してよろしいでしょうか。

羽鳥環境課長 あくまでも1年間365日のうち1月1日は休みとし、特別な理由でどうしても1月1日ということになれば、それが必要であれば認めるという意味です。

森島委員 1月1日はいいんですけども、1月1日以外に認める場合があるというのは、どういう理由なんですか、例えば炉が壊れたという場合なのかということですか。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:21)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:22)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

羽鳥環境課長 おっしゃるとおり、災害や何か特別の場合には休むことができるということです。

渡辺委員 一応確認なんですけど、3条のところ、「斎場等の利用は、ひつぎの到着順による」というところが削られてしまったわけですけども、これが削られた理由をお聞かせください。

羽鳥環境課長 前提は全て予約制ですので、予約で来た順番にということは通常のことなので、これは削除をしてもっと大事な休日を入れ替えたということです。

渡辺委員 今までは炉が3つありましたけれども、その前のお別れをする場所が1つしかなかったのでひつぎの到着順だったと私は理解しています。これからは、個別にお別れの会場ができるので、到着順が削られたという答えが帰ってくるかと私は考えていたんですけども、その辺はどうでしょうか。

羽鳥環境課長 そのとおりだと思います。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第58号を採決

します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第58号 魚沼市斎場条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(4) 議案第59号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

関矢委員長 日程第4、議案第59号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

大平委員 確認なんですけど、准看護師が増えますが、これは上位法にならっての改正でしょうか。

森山教育次長 そうです。

関矢委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第59号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(5) 所管事務調査について**

##### **・障害者施設の現状について**

関矢委員長 日程第5、所管事務調査についてを議題とします。障害者施設の現状について、資料が提出されておりますので、執行部に説明を求めます。

青木福祉課長 市は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法が施行されました平成24年10月から統計を取り始めておりますので、26年度までの3カ年の状況について、配付いたしました資料によって説明させていただきます。(資料「魚沼市障害者虐待防止の対応状況(平成24年度～26年度)」により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

大平委員 26年度がゼロになっているんですけど、これは勘ぐってみますと埋もれているのではないかと思われる節があるんですけど、見解はどのようなものですか。

青木福祉課長 市についての相談、通報はございませんでした。ただ、県と国については、まだ集計中ということで、ここに書いてございますがまだ数値が発表されておりませんのでつかんでおりません。

大平委員 虐待については、起こってからの処置あるいは後追いでケアをするのは、流れとしてはあると思います。でも一方では、虐待を起ささない、あるいは虐待を未然に防ぐという防止作業がどうしても欠かせないと思うんですけど、昨年度はゼロとなっておりますが、

毎年こうやって実例が出てきますと、件数はひとけたですが非常に大きな問題も潜んでいると思います。その辺の対応を今現在どのように考えているのか、これからどのようにするのか、その辺も含めてお聞かせください。

青木福祉課長 福祉課としましては、施設の従事者の虐待がよくマスコミ等で取り上げられておりますが、そういった施設関係の虐待の防止ということで施設には指導しておりますし、施設のほうから研修会を開催してほしいということで、講師を派遣して研修会を実施しております。今後も継続して実施する予定です。

大平委員 これに絡むということばかりじゃないと思うんですけど、トータル的に見守りというのも大事だと思います。私は、いろんなボランティア的な形で見守りというものもあると思いますが、専門職である保健師がやっぱりきちんと対応して、起こったときには対応に当たるし、それに至らない場合でも未然に防ぐ、あるいは家族の状況を正確につかむということをする上でも、個別訪問というのは欠かせないことだと思っております。保健師の能力だとか研修でレベルを引き上げていく、個別の家庭の事情をちゃんと把握するというのを今までも行ってきたかもしれませんが、今後は複雑になってくる可能性もあるので、ぜひ保健師の増員も含めて考えていく必要があると思いますが、今の時点ではどうでしょうか。

青木福祉課長 保健師の増員については、後ほど健康課長のほうから補足があったら説明させていただきたいと思いますが、実際に福祉課でも保健師3名、看護師がおりますし、健康課の保健師とも連携した中でそれぞれ個別訪問を実施しております。また、虐待も障害だけでなく高齢者、児童もありますが、訪問した中で保健師が気づいた案件について、擁護者にはとても任せておけないというようなことで老人ホーム等の施設に措置入所させる事例もありますし、現在もそういった対応をしております。今後も継続して対応させていただきます。

金澤健康課長 保健師の増員についてであります。3月の議会で森島議員に答弁したとおり、来年に向け取り組みをしております。今も人数が減っておりますし、休職している職員もおりますので、増員も含めて対応してまいりたいと考えております。

大平委員 市民に対して情報提供は、今の結果についても、あるいは虐待をめぐる問題等について市民の理解は欠かせないと思いますので、さらなる広報をお願いしたいと思います。また、情報提供や連絡をしやすい体制づくりもぜひ考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

青木福祉課長 委員おっしゃるとおり、やはり未然の防止、予防が一番大事かと思っておりますので、これからも継続して市報その他の媒体を使って周知させていただきたいと思っております。

渡辺委員 この中には施設従事者というところの通報、相談件数がゼロになっているんですけど、実は私が相談を受けた事例がありまして、施設従事者の中から言葉の暴力ですとかがあるので、使用者の側に同僚が対応を求めるんだけどなかなか改善がされないというような相談もあつたりします。今ほどの大平委員からの質疑の中では、研修等を施設側から言われているということなんですけれども、市のほうがやはり中に入って様子を見るですとか、それから検査あるいは調査をするという機会はどのようになっていますか。

青木福祉課長 施設や使用者に関する権限が、先ほど一番最初に申し上げましたが立ち入り調査は任意で相手の了解を得ればできるんですけど、市として強制的にすることはできない



ので、県や国にお願いして実施するというシステムになっております。

渡辺委員　今ほど保健師を増やして見守るというところでは、ご自宅で養護されている方々は、それで対応ができるかと思っております。ただ、施設の中ということになりますと、なかなか隠れて見えないというところがあるのではないかというふうに考えられますので、そのあたりの対応をどうしていくかというところがもう一つ課題としてあるのではないかと考えます。そここのところを、今ほどは県とか国にお願いして立ち入りということになるんですが、先ほどのように情報が上がってきやすい仕組みというのも必要だと思うんですけども、そのあたりは市は今このところどのような対応をされていますか。

青木福祉課長　当然、市民といいますか国民はこの法律で、虐待を発見した場合は通報する義務があると規定されています。その直接の窓口が市になっていますので、引き続き市民に周知して、疑わしい場面でもいいのでもし感じたらすぐ通報していただきたいという周知をこれからもしていきたいと思えます。なお、やはり事実確認の難しさというのは、おっしゃるように担当としてもそういう相談、通報があっても難しい面がございますし、また、通報者の情報を保護するという観点もございますので、職員も研修を積んでノウハウを高めていきたいと思っております。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、本日は以上とします。

#### ・ 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

関矢委員長　次に、議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについてを議題とします。当委員会の該当は、23番から31番になっていますが、このうちA対応について今後どのようにしていくか、休憩中に委員間の自由討議により取り扱いを協議したいと思えますが、異議ありませんか。(異議なし) しばらくの間、休憩とし、自由討議により検討を行います。

休　　憩 (10 : 41)

休憩中に要望等事項について自由討議

再　　開 (10 : 55)

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に協議いただきました。A対応となっている23番の人口減少及び独居老人対応について、24番の学区再編について、25番の福祉施設について、29番の家庭的保育制度については、今までも継続して調査をしてまいりましたが、今後も引き続き本委員会で調査するよう新委員会へ申し送ることとします。なお、30番の環境保護条例については、所管が総務委員会に移りますので、総務委員会にお願いすることとします。以上で、議会報告会の総括とします。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10 : 56)

再開 (11:06)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

## (6) その他

### ・新斎場について

関矢委員長 日程第6、その他を議題とします。最初に、新斎場について、環境課長に説明を求めます。

羽鳥環境課長 (資料「新斎場建設事業における廃棄物処理の件について」により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

遠藤委員 埋設物ということについては、かねてより話が出ておりましたが、この不明水処理という部分については、以前から出ている瑕疵担保の部分に含まれている埋設物等に含まれていたのかどうか。

羽鳥環境課長 この分につきましても、隠れた見えない部分の密閉された沈殿槽の中の不明水でありますので、入っていたこととなります。

遠藤委員 もしわかればですが、処理費のうちの不明水分の金額はどうなっていますか。

羽鳥環境課長 約420万円です。

遠藤委員 不明水という中にはいろいろな成分が含まれての不明水ということになるのかと思いますし、長年にわたる雨水等、あるいは地下から含まれる要素がかなり多く考えられるわけですが、これも瑕疵担保の対象になるという考えでよろしいでしょうか。

羽鳥環境課長 水質検査をした結果は、重金属が入っているという結果ではなかったのですが、もともとあった施設そのものがやはりそういう処理をする施設であるということで、これは適正な処理が必要だということで適正な処理をしたものであります。

遠藤委員 瑕疵担保で、この5名の誰かにその責任が及ぶという案件のものでしょうか。

羽鳥環境課長 沈殿槽の中で見えないものでありましたので瑕疵担保という判断をいたしました。

渡辺委員 まず、この5名の方に今後瑕疵担保請求をしていくということになるんですけれども、5名の方々にどのような按分というのでしょうか、その考え方はどうですか。

羽鳥環境課長 この5名の方につきましては、前の権利割合によりまして按分して請求するという事です。

渡辺委員 出てきた箇所等が5名の方まんべんなく請求となるのか、それとも誰かの土地のところが多かったとか、そういうことについて加味されるということではなく、全て面積での按分という考え方でよろしいでしょうか。

羽鳥環境課長 その用地は全て共有名義でありますので、共有名義の権利按分ということになります。

渡辺委員 これから請求していくので、裁判の結果どのようになるかはわからないんですけれども、これは仮定の話になるかと思いますが、これが裁判で請求が認められたとして向こうからお金を支払っていただけるという可能性というか、どのように市としては考えて

いますか。

羽鳥環境課長 我々は与えられた権利として瑕疵担保請求がありますので、それについて実行していくということで、その後、相手方がどうするかというのはわかりません。

渡辺委員 今のところはっきりと言えるわけではありませんので、今後事態が進捗するたびに報告していただきたいと思います。

森島委員 市としては、責任が全くないと感じていますか。

羽鳥環境課長 瑕疵担保請求というのは、市に責任がなく前所有者にあるという判断から請求させていただきます。

関矢委員長 委員長職を副委員長と交代します。

志田副委員長 引き続き質疑を行います。

関矢委員 廃棄物混じり土処理量309.77トンとなっていますが、マニフェスト上はこの項目になっているのですか、それとも分別されているのですか。

羽鳥環境課長 混合になっておりますので、分別ではなく一括処理ということになってい

す。

関矢委員 そうすると、処理項目は混じり土ということでやられているかと思えます。この中の約2,778万4,000円は、処理費と運搬費、撤去費全部含めた中の金額でしょうか。

羽鳥環境課長 全て入っている金額です。

志田副委員長 委員長を交代します。

関矢委員長 引き続き質疑を行います。ほかにありませんか。

大平委員 このごみによって周辺に環境汚染を及ぼしたようなことはありますか。特に不明水ということがありますが、これについてもいかがですか。

羽鳥環境課長 ごみは適正に処理しました。環境汚染はありません。不明水も適正な処理をした額がこの金額であります。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、今後は総務委員会の所管になりますので引き継ぎをすることとします。

## ・食でつながる元気なまちづくり推進計画（仮称）の策定について

関矢委員長 次に、食でつながる元気なまちづくり推進計画（仮称）の策定についてを議題とします。資料が提出されておりますので、健康課長に説明を求めます。

金澤健康課長 昨年度から食でつながる元気なまちづくりということで関係課連絡調整会議及び庁内推進チームでたたき台を作成しまして、外部の委員を中心に検討委員会を立ち上げ、キャッチコピー、ロゴマーク、キャラクターを決定し、方向性として食の情報収集と仕組みづくりということで進めております。今年度は、情報発信及び来年度からの第2次総合計画と合わせまして食でつながる元気なまちづくり推進計画（仮称）で、具体的なつながり仕組みを計画したいということで、本格的に検討委員会で議論する予定としております。（資料「平成26-27年度 食でつながる元気なまちづくり推進スケジュール」により説明）また、ここに来まして昨年からのPR効果が現れてきております。アイドルグループの嵐のイベントにマスコットキャラクターであります米々（まいまい）じいちゃんが採用されまして、テレビ放送はないものの先々週末には大阪ドームで行われ、かわいいだと

かグッズはないかとか、大きな反響を呼んでおります。魚沼市のホームページのアクセス件数もぐんと上がったと聞いております。今週末には東京ドームでのイベントが予定されておりまして、さらなる反響があるものと期待しております。また、全日空、ANAのCMにも採用されまして、昨日並柳地内のほ場で今はやりのドローンによる空撮が行われたという報告を受けております。まずは、食をつなぐ前にキャラクターが注目を浴びていますが、当面は缶バッジやうちわなどのキャラクターグッズを用意して対応し、商工観光課が担当しておりますキャラクターの登録作業などを経た後、市内業者からさまざまなグッズを提案していただき、グッズ販売から魚沼の食に関心がつながるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

関矢委員長　これから質疑を行います。

遠藤委員　全体フロー図の中に庁内作業というのがございます。各課の横断的なテーブルの中で協議を進めてこられたんだと思いますけれども、これについては、いくつくらいの課がかかわって進めてきたのか。

金澤健康課長　健康課、農林課、教育委員会、環境課、北部振興事務所などです。

遠藤委員　マスコットキャラクターが全国的な活動を始めているということの中では、やはり人がここに注目をし、また、ホームページを使ったアクセス等も増えているということで、商工観光課が今キャラクターの登録をしているということは、やっぱり商工観光課も何らかの形でかかわっていくということによろしいでしょうか。

金澤健康課長　商工観光課にはキャラクターの登録ですとかをやっていただいておりますし、また、商工関係事業者の方とグッズ販売も含めまして食につなぐ部分でかかわっていただくよう進めております。

遠藤委員　ほかの計画とリンクということで、総合計画が第一であるわけでありまして。この前の一般質問の題材にさせていただきましたが観光振興計画の中にもやっぱりこれを、人がこれを見つけて魚沼を訪れたいという可能性があるということでありまして、やっぱり観光的な要素も今から準備をし、市に来られた方の受け皿づくりも合わせて進めるべきと思いますが、その辺の計画はありますか。

金澤健康課長　具体的な取り組みにつきましては、今月末からの検討委員会で徐々に具体的な提案があらうかと思えます。そこをつなぐことによって魚沼市全体を元気にしようということが目的ですので、そういった方面にも力を入れていきたいと思えます。

渡辺委員　大分マスコミ等が注目してくださっているということは、本当に庁内の皆さんの努力の賜だと思えますので敬意を表したいと思えます。今ほどそのようになって、これからグッズですとかいろいろなことをするにしても、やはり予算的な措置がある程度必要ではないのかなというふうに考えているんですけども、そのあたり当初予算の中でできる範囲のことと、今後また増えてくる可能性のあるものということで、もし今わかることがありましたら教えていただければと思えます。

金澤健康課長　今のところ当初予算の中で動いております。それから、地方創生の予算も使いながら動きたいということで進めております。今後どのような反響があるか想像がつかみませんので、もしそうなった場合に予算が不足するようなことがあればお願いしたいと考えております。

渡辺委員　チャンスはしっかりと捉えて機を逃さないようにしていただければと思えます

ので、しっかりとした予算をぜひ皆さん方のほうで考えて頑張っていたいただければと思います。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、本日は以上とします。ほかに執行部からありませんか。

森山教育次長　井口小学校の校名について、先般の5月21日の当委員会でお話をさせていただきましたが、その後について報告をさせていただきます。21日の委員会で、約20年前の当時の湯之谷村教育委員会の文書を配付させていただきました。早めに検討委員会に報告させていただきたいということで、6月9日に開催し、説明したところです。検討委員会の結果としては、「井口小学校という結論とするが、少数意見で湯之谷小学校という意見があったことを加える」ということで、前に決定していただいた結論と変わらないということでした。なお、6月19日に湯之谷地区の自治会長さん方だけでこの件について会議を持ったと聞いております。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　会議を持った報告は受けているが内容の結果の報告は受けていないということでしょうか。

森山教育次長　報告は受けておりません。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、本日は以上とします。ほかに執行部からありませんか。(なし) 委員からはありませんか。

大平委員　障害者施設の整備なんですけど、前にも老朽化について触れたと思うんですけど、今現在で老朽化をしっかり捉えていかないと、実際に関係者とお話しする機会が何回かあったんですけど、非常に苦しい胸の内を話していただきました。自助努力ではなかなかという部分があるので、ぜひしっかり計画的に取り組んでいただきたいと思うんですけども、その辺について現在どのような状況か教えてください。

青木福祉課長　障害者施設の更新について、今は3つの法人があり、法人ごとに更新の計画が市に上がってきておりますので、その計画に沿って市として協力させていただくことで進めております。ただ、ご承知かと思いますが、3法人のうち2法人が合併に向けて協議しているということもありますので、合併と合わせた中での更新についても検討しなければならないと考えております。

大平委員　受け入れ体制の心配もかなりされていて、例えば就労継続支援B型の方々の話をお聞きすると、やはり多様になっていて、精神と知的、発達等が混在していると。今ならまだ何とか対応できるんだけど、だんだん施設の利用者が高齢化していくと、そういうこともままならなくなる現状もあると。なので、施設整備についても、今は一緒になっているんだけどやはり別々に考えていくことも必要だとお聞きした経緯があるんですけども、今はいいけれど入っている人たちの症状によって個別に対応しなきゃいけないこともかなりこれから出てくると思いますので、そこら辺は市がしっかり捉えていて、計画が上がってきた中でしっかり見据えて、措置するべきところは措置していくことを進めていく必要があると思うので、そこら辺踏まえて考えていただきたいんですけども、現時点ではそのような状況を把握していますか。

青木福祉課長　障害者計画を26年度に策定しましたが、各法人や施設にも計画策定に携わっていただきましたので、そういった中で意見は何っていますし、計画の中にも反映させて

います。また、就労継続支援B型の事業所の話もありましたが、なかなかしっかりした取り組みをされていて、単価的にもかなり上がってきているというような報告も受けております。高齢化というお話もありましたが、本当におっしゃるとおりですので、障害1本で捉えるのではなくて介護との連携も含めた中で対応していきたいと考えております。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉　　会（11：30）